

浄化槽清掃業許可申請（法人）の手続きについて

豊川市産業環境部清掃事業課

電話 0533-89-2166

ファクシミリ 0533-89-2197

E-mail seiso@city.toyokawa.lg.jp

浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可申請については、以下のとおりとします。

1 許可の期間

2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

2 申請期限

令和6年3月1日（金）まで

（添付書類の提出が遅れる場合は、申請書提出時に申し出てください。）

3 提出書類

浄化槽清掃業許可申請書（様式第1）に下記の書類を添付の上、提出してください。

なお、申請書提出時において書類の不備等がない場合であっても、その後の審査の状況によっては、修正や書類の差替え、追加などをお願いする場合がありますので、担当者の所属や連絡先がわかるようにしておいてください。（書類の作成、提出等を行政書士等に委任したときは、委任状も合わせて用意してください。）

| No. | 添付書類 |
|-----|------------------------------------------|
| 1 | 事業の用に供する施設の概要【別紙】 |
| 2 | 定款又は寄附行為の写し 申請日から3か月以内に原本証明（押印不要）したものとする |
| | 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） |
| 3 | 誓約書【別紙】 |

| | | |
|---|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第4号に掲げる書類【別紙】 | |
| 4 | 右に掲げる書類のうち、いずれかを添付 | <p>公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する浄化槽清掃技術者講習会の修了証書の写し</p> <p>(財)日本環境整備教育センター及び旧社日本環境整備教育センター（旧社日本浄化槽教育センターを含む。）が実施した浄化槽管理技術者資格認定講習会（Bコース）の修了証書の写し</p> <p>旧社日本浄化槽教育センターが実施した浄化槽管理者資格認定講習会及び浄化槽管理者認定講習会（Bコース）の修了証書の写し</p> <p>汚水処理原理、浄化槽の構造・機能、清掃の作業実務、汚泥の収集・運搬・処理・処分、作業の衛生・安全対策等に関し十分な専門的知識及び技能を有していることを証する書類</p> |
| 5 | 事業計画の概要【別紙】 | |
| 6 | 浄化槽清掃料金を記載した書類 | |

※ 書類はA4版となるよう統一してください。

4 書類作成上の注意事項

(1) 事業の用に供する施設の概要

ア 器具（環境省関係浄化槽法施行規則第11条各号に規定されているもの）

環境省関係浄化槽法施行規則第11条第1号から第3号に掲げる器具を保有していることが許可の必要条件となっています。

これらの器具を保有していることを証するため、器具を撮影した写真を添付してください。

イ 車両

浄化槽清掃業を行うにあたり、バキューム式の汚泥収集運搬車両のほかにも作業車両を使用していれば、それらも記載してください。

なお、これらの車両について、本市の区域内で業務を行うもの以外は記載しないでください。

また、車体の形状、最大積載量及び所有者（使用者）については、自動車検査証に基づき記載してください。

ウ 器具及び車両の保管場所

営業所の所在地ではなく、現に器具及び車両を保管する場所を記載してください。

(2) 環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第4号に掲げる書類

浄化槽の清掃に関する専門的知識及び技能を有する者の氏名、実務経験、経験年数及び免許・資格を記載してください。

なお、実務経験、経験年数及び免許・資格は、自社以外での経歴を含みます。

また、添付書類として掲げた浄化槽清掃技術者講習会の修了証書の写し等をあわせて添付してください。

(3) 事業計画の概要

ア 浄化槽清掃業務の具体的な計画

業務を行う日時、休業日、作業手順など作業の詳細がわかるように記載してください。

イ 清掃を行う浄化槽の種類、予定基数、汚泥の処理

農業集落排水処理施設については、浄化槽の種類を「その他」として記載してください。

予定基数は1年間の清掃予定基数を、汚泥の収集運搬はその業者名（自ら行うのであれば、自社名）を、搬入先は豊川市処理場と記載してください。

ウ 役員及び従業員名簿

従業員は、申請日現在で本市の浄化槽清掃業に従事する者（他の業務との兼務を含む）とし、その者の経歴等を記載してください。

【注意】

- ・ 浄化槽清掃実務に従事経験した年数を備考欄に記載してください。
- ・ 個人情報保護の観点から、従業員の住所及び生年月日については、今回、回答を要しないこととします。

5 その他の添付書類に関する注意事項

- (1) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、法人税等の納税証明書及び住民票の写しいずれも発行後3か月以内のものを添付してください。

- (2) 浄化槽清掃業許可申請書の提出に併せ、一般廃棄物収集運搬業許可更新申請書又は一般廃棄物処分業許可更新申請書を提出するときは、重複する添付書類（定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）等）を省略することができます。

その場合、省略する添付書類の種類を記した書類を提出してください。

6 書類の提出について

- (1) 提出方法 次のうち、どちらかの方法で提出してください。

ア 対面による書類受理

イ 送付先あてに郵送（申請期限必着）

なお、申請日はあらかじめ記入してください。（返信用封筒を同封）

【送付先】

〒442-8601（豊川市役所の個別郵便番号のため、あて名の所在地をすべて省略することができます。）

豊川市産業環境部清掃事業課 計画調整係 あて

- (2) 提出部数

提出用（正本）1部及び返却用（副本）1部 **計2部**

※ 副本については、コピーでかまいません。

- (3) 許可申請手数料

5,000円

※ 提出された書類に不備がないと認められたときに納入通知書を郵送しますので、期限内に納付してください。許可申請手数料の納付日をもって申請受理日とし、申請書の返却用（副本）に受付印を押印の上、お返しします。

なお、納付期限までに許可申請手数料が納付されないときは申請を不受理とし、提出された書類をすべてお返しします。

7 審査について

浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則、その他関係法令並びに本市の定める基準に適合しているかについての確認を行います。審査等の結果、許可基準等に適合する場合

は、許可証を交付します。

なお、適合しない場合は不許可となりますが、納付した許可申請手数料は還付の対象とはなりません。